

## 岡崎墓園、納骨壇及び市有墓地に係る行政処分要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、岡崎市墓園条例（昭和49年岡崎市条例第61号。以下「墓園条例」という。）、岡崎市墓園管理規則（昭和50年岡崎市規則第1号。以下「墓園規則」という。）及び岡崎市墓地管理規則（平成26年岡崎市規則第28号。以下「墓地規則」という。）に基づく行政処分及び瑕疵による行政処分を適正に運用するために必要な事項を定める。

### (許可の取消し)

第2条 岡崎墓園、納骨壇及び市有墓地に係る行政処分基準に照し、墓園条例、墓園規則及び墓地規則（以下「墓園条例等」という。）に基づく許可の取消しを行うことが必要であると判断した場合には、担当課等の長は次の事項を勘案し、行政処分予定者調書（様式第1号）を作成するものとする。その後、岡崎市行政手続条例（平成9年岡崎市条例第3号。（以下「手続条例」という。））及び岡崎市聴聞手続規則（平成6年岡崎市規則第41号。（以下「聴聞規則」という。））に定める必要な手続を行う。

- (1) 墓園条例等に違反した行為の詳細
- (2) 指導経過及び過去の処分歴
- (3) その他参考となる事項

2 手続条例第13条第1項の規定に基づく聴聞の手続きに係る通知は、墓園条例等に基づく許可の取消しを予定する者に対し、以下の内容を明らかにした文書（様式第2号）で行うものとする。ただし、同条例第13条第2項の規定に該当する場合を除く。

- (1) 予定される不利益処分内容及び根拠法令
- (2) 不利益処分の原因となる事実
- (3) 聴聞の期日及び場所、並びに聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

3 前項の聴聞を行った場合、主宰者は速やかに聴聞調書（様式第3号）を作成し、その内容を精査し、墓園条例等に基づく許可の取消しの内容について再検討を行い、その結果を聴聞結果報告書（様式第4号）により速やかに行政庁に報告しなければならない。

4 墓園条例等に基づく許可の取消しに係る文書（岡崎墓園墓地に係るものは岡崎市墓園管理要綱（以下「墓園要綱」という。）様式第16号、納骨壇に係るものは墓園要綱様式第32号、市有墓地に係るものは岡崎市墓地管理要綱（以下「墓地要綱」という。）様式第7号）は、次の事項に留意して作成するものとする。

- (1) 許可の取消しの内容を記載すること
- (2) 取消年月日を記載すること
- (3) 処分の理由を記載すること

5 墓園条例等に基づく許可の取消しを命ずる場合にあっては、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）及び行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に関する教示（以下「行服法等に関する教示」という。）を付し、取消通知文書を被処分者に送付するものとする。文書を直接交付する場合は、受領者に受領日等の記載及び署名をさせるものとする。また、墓園条例等に基づく許可の取消しを行った場合は、紛失の場合を除き被処分者から許可証を返納させるものとする。

- 6 墓園条例等に基づく許可の取消しを行ったときは、必要に応じて墓園条例第 22 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づく措置をとり、墓地の原状回復状況等を確認するものとする。  
(瑕疵による許可の取消し)

第 3 条 瑕疵による許可の取消しを行うことが必要であると判断した場合には、市は次の事項を勘案し、行政処分予定者調書（様式第 1 号）を作成して速やかに行政庁に報告するものとする。その後、手続条例及び聴聞規則に定める必要な手続を行う。

- (1) 瑕疵による許可の取消しに該当するに至った内容
- (2) その他参考となる事項

- 2 手続条例第 13 条第 1 項の規定に基づく聴聞の手続きに係る通知は、瑕疵による許可の取消しを予定する者に対し、以下の内容を明らかにした文書（様式第 2 号）で行うものとする。ただし、同条例第 13 条第 2 項の規定に該当する場合を除く。

- (1) 予定される不利益処分内容及び根拠法令
- (2) 不利益処分の原因となる事実
- (3) 聴聞の期日及び場所、並びに聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

- 3 前項の聴聞を行った場合、主宰者は速やかに聴聞調書（様式第 3 号）を作成し、その内容を精査し、墓園条例等に基づく許可の取消しの内容について再検討を行い、その結果を聴聞結果報告書（様式第 4 号）により速やかに行政庁に報告しなければならない。

- 4 瑕疵による許可の取消しに係る文書（岡崎墓園墓地に係るものは墓園要綱様式第 16 号、納骨壇に係るものは墓園要綱様式第 32 号、市有墓地に係るものは墓地要綱様式第 7 号）は、次の事項に留意して作成するものとする。

- (1) 許可の取消しの内容を記載すること
- (2) 取消年月日を記載すること
- (3) 処分の理由を記載すること（本来許可されない者について瑕疵による許可が行われた旨等）

- 5 瑕疵による許可の取消しを命ずる場合にあつては、行服法等に関する教示を付し、取消通知文書を送付するものとする。文書を直接交付する場合は、受領者に受領日等の記載及び署名をさせるものとする。また、被処分者から紛失の場合を除き許可証を返納させるものとする。

- 6 瑕疵による許可の取消しを行ったときは、必要に応じて墓園条例第 22 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づく措置をとり、墓地の原状回復状況等を確認するものとする。  
(墓園管理料の債権管理)

第 4 条 墓園条例第 22 条第 1 項第 4 号に規定する 5 年間とは、ある年度に賦課された墓園管理料（以下「管理料」という。）に対し、その納期限の翌日から起算した 5 年間を指すものとする。

- 2 岡崎墓園使用者に対し墓園条例等に基づく許可の取消しが行われた場合、未納となった各年度ごとの管理料は、民法第 166 条第 1 項の定めるところによる時効の消滅を経たのち、岡崎市の債権の管理に関する条例第 5 条、岡崎市債権管理規則第 26 条の 3 第 1 項及び同規則同条第 2 項に基づき債権放棄をするものとし、可能なものから岡崎市予算決算及び会計規則第 54 条による不能欠損処理を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日改正）

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 4 月 1 日改正）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（岡崎墓園、納骨壇及び市有墓地に係る行政処分要綱様式）

様式第 1 号 行政処分予定者調書

様式第 2 号 聴聞通知書

様式第 3 号 聴聞調書

様式第 4 号 聴聞結果報告書

（墓園要綱で定める様式）

様式第16号 岡崎墓園墓地利用許可取消通知書（瑕疵による許可の取消しの場合を含む。）

様式第32号 納骨壇利用許可取消通知書（瑕疵による許可の取消しの場合を含む。）

（墓地要綱で定める様式）

様式第 7 号 市有墓地利用許可取消通知書（瑕疵による許可の取消しの場合を含む。）

## 様式第 1 号

| 行政処分予定者調書    |                                                                                                                                                                                                         |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 氏名又は名称       |                                                                                                                                                                                                         |
| 所 在 地        |                                                                                                                                                                                                         |
| 行政処分の内容      | <input type="checkbox"/> 岡崎墓園墓地の利用の許可の取消し<br><input type="checkbox"/> 納骨壇の利用の許可の取消し<br><input type="checkbox"/> 市有墓地（中町・欠町）の利用の許可の取消し<br><input type="checkbox"/> 瑕疵による許可の取消し<br>（岡崎墓園・納骨壇・市有墓地（中町・欠町）） |
| 許可の内容        |                                                                                                                                                                                                         |
| 違反事実         |                                                                                                                                                                                                         |
| 違反の適用条項      |                                                                                                                                                                                                         |
| 行政処分を行う理由    |                                                                                                                                                                                                         |
| 行政処分を行うことの効果 |                                                                                                                                                                                                         |
| 過去の行政指導等の状況  |                                                                                                                                                                                                         |
| 今後の予定        |                                                                                                                                                                                                         |
| 備 考          |                                                                                                                                                                                                         |

第 年 月 日 号

様

岡崎市長 印

聴 聞 通 知 書

岡崎市行政手続条例の規定に基づき下記のとおり聴聞を行いますので、同条例第 15 条第 1 項の規定に基づき通知します。

記

|                         |     |                 |
|-------------------------|-----|-----------------|
| 聴 聞 の 件 名               |     |                 |
| 予定される不利益処分<br>の内容       |     |                 |
| 根拠となる法令又は条<br>例等の条項     |     |                 |
| 不利益処分の原因とな<br>る事実       |     |                 |
| 聴 聞 の 期 日               |     | 年 月 日 ( ) 時 分から |
| 聴 聞 の 場 所               |     |                 |
| 聴聞に関する<br>事務を所掌す<br>る組織 | 名 称 |                 |
|                         | 所在地 |                 |

注 1 あなたは、聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。

2 あなたは、聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。

3 その他聴聞に際しての留意事項は、裏面のとおりです。

## 聴 聞 に 際 し て の 留 意 事 項

- 1 あなたが聴聞の期日に出頭しない場合には、あなたに代わって代理人を聴聞の期日に出頭させて意見を述べ、及び証拠書類等を提出することができます。
- 2 あなたが聴聞の期日において補佐人とともに出頭しようとする場合には、聴聞の件名並びに補佐人の氏名、住所、あなたとの関係及び補佐する事項を記載した書面を、聴聞の期日の5日前までに主宰者に提出して許可を受けてください。
- 3 あなたが病気その他やむを得ない理由がある場合には、市長に対し、聴聞の期日又は場所の変更を申し出ることができます。
- 4 あなた又はあなたの代理人が聴聞の期日に出頭する場合には、この通知書を持参してください。
- 5 あなたが正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、陳述書又は証拠書類等を提出しない場合には、改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することがあります。

|                       |                   |
|-----------------------|-------------------|
| 聴 聞 の<br>主 宰 者        | 職 名<br>氏 名<br>連絡先 |
| 聴 聞 の<br>公 開 の<br>有 無 |                   |

様式第 3 号

聴 聞 調 書

年    月    日

(宛先) 岡 崎 市 長

主宰者   職 ・ 氏名 ㊟

|                                                                  |     |    |  |
|------------------------------------------------------------------|-----|----|--|
| 聴 聞 の 件 名                                                        |     |    |  |
| 聴 聞 の 期 日                                                        |     |    |  |
| 聴 聞 の 場 所                                                        |     |    |  |
| 聴聞の期日に出頭した<br>当事者及び参加人又は<br>これらの者の代理人若<br>しくは補佐人の住所及<br>び氏名      | 当事者 | 住所 |  |
|                                                                  |     | 氏名 |  |
|                                                                  | 参加人 | 住所 |  |
|                                                                  |     | 氏名 |  |
|                                                                  | 補佐人 | 住所 |  |
|                                                                  |     | 氏名 |  |
| 説明を行った職員の補<br>職名及び氏名                                             |     |    |  |
| 職員が行った説明の要<br>旨                                                  |     |    |  |
| 当事者及び参加人又は<br>これらの者の代理人若<br>しくは補佐人の陳述し<br>た意見の要旨（陳述書<br>の内容を含む。） |     |    |  |
| 証 拠 書 類 の 標 目                                                    |     |    |  |
| その他参考となるべき<br>事項                                                 |     |    |  |

※ この調書は、書面、図面、写真その他主宰者が適当と認めるものを添付してその一部とすることができる。

様式第 4 号

|                                                                                                                                                                            |  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <div>聴 聞 結 果 報 告 書</div> <div>年 月 日</div> <div>主宰者 職・氏名 印</div> <div>【当事者氏名】の【●●●●】許可の取消しに係る聴聞を終結しましたので、岡崎市行政手続条例（平成 9 年岡崎市条例第 3 号）第 24 条第 3 項の規定に基づき、聴聞調書を添えて報告します。</div> |  |
| 不利益処分の内容                                                                                                                                                                   |  |
| 不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見                                                                                                                                  |  |
| 不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張                                                                                                                                                   |  |
| 上記 1 の意見に至った理由                                                                                                                                                             |  |